

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）新旧対照表

改正案	現 行								
<p>第1条～第19条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 <u>令和8年度分及び令和9年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<p>第1条～第19条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附 則（令和8年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約(以下「変更後の規約」という。)附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

〇 ≪保険料率算定の設定条件≫

- (1) 被保険者数 令和8年度「179.0万人」、令和9年度「178.8万人」
- (2) 医療給付費 令和8年度「1兆6,987億円」、令和9年度「1兆7,529億円」
- (3) 後期高齢者負担率 「13.27%」
- (4) 所得係数 「1.55」
- (5) 均等割額：所得割額 医療分「37.33:62.67」、子ども分「38.57:61.43」
- (6) 普通調整交付金 令和6・7年度から継続して52/48を乗じ、「△46億円」
- (7) 被保険者の所得の伸び率 1年間あたり「0.32%」
- (8) 市区町村の保険料予定収納率「99.00%」
- (9) 出産育児支援金の財政影響 2年間「45億円」（1人あたり1,268円/年）
- (10) 賦課限度額 医療分「85万円」、子ども分「2.1万円」

≪子ども・子育て支援金の影響について≫

(11) 令和8年度の子ども・子育て支援金として算出した額を令和9年度と同額として設定し、2年間で「128億円」を見込んだ。なお、令和8年度の国(厚労省)の通知等で詳細が示され次第、改めて算定を行い、令和9年度の子ども・子育て支援分の保険料率改定(条例改正)につなげていく。

〇 制度改正事項

- ・後期高齢者負担率の引き上げ
- ・子ども・子育て支援金制度の導入
- ・診療報酬改定
- ・出産育児支援金の激変緩和措置終了
- ・高額レセプト基準額引き上げ
- ・均等割額の軽減判定所得の変更
- ・均等割額(医療分)の7.2割軽減導入
- ・高額療養費制度の見直しに伴う医療費の減
- ・2割負担配慮措置終了に伴う医療費の減
- ・所得係数の引き下げ
- ・保険料(医療分)の賦課限度額の引き上げ
- ・給与所得控除の最低保障額の引き上げ

〇 保険料率最終案

特別対策あり・基金を活用した最終案

		R6・7年度	R8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	53,300円	6,000円	12.7%
	子ども・子育て支援分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	9.88%	0.21pt	2.2%
	子ども・子育て支援分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	127,400円	16,044円	14.4%

【保険料額比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】

単位：円

年金収入額	軽減割合		保険料額(年額)				旧旧し書き所得階層別の被保険者割合(概算)	被保険者数 R7.6.25時点 (概算)	
	均等割額	所得割額	R7年度		R8・9年度				
			増減額	増減率	増減額	増減率			
153万円	7.2割軽減※	-	14,100	15,200	1,100	7.8%	0円	52.71%	950,551
168万円	7.2割軽減※	50%軽減	21,400	22,800	1,400	6.5%	1円～ 150,000円	3.09%	55,776
173万円	5割軽減	25%軽減	38,100	42,400	4,300	11.3%	150,001円～ 200,000円	0.92%	16,652
198万円	5割軽減	軽減なし	67,100	72,900	5,800	8.6%	200,001円～ 450,000円	4.68%	84,324
224万円	2割軽減	軽減なし	106,400	115,500	9,100	8.6%	450,001円～ 720,000円	4.92%	88,785
240万円	軽減なし	軽減なし	131,400	142,700	11,300	8.6%	720,001円～ 870,000円	3.20%	57,641
300万円	軽減なし	軽減なし	189,400	203,600	14,200	7.5%	870,001円～ 1,470,000円	11.12%	200,603
400万円	軽減なし	軽減なし	269,200	287,200	18,000	6.7%	1,470,001円～ 2,295,000円	7.48%	134,805
500万円	軽減なし	軽減なし	350,400	372,400	22,000	6.3%	2,295,001円～ 3,135,000円	3.61%	65,066
600万円	軽減なし	軽減なし	432,600	458,600	26,000	6.0%	3,135,001円～ 3,985,000円	2.19%	39,501
700万円	軽減なし	軽減なし	514,800	544,700	29,900	5.8%	3,985,001円～ 4,835,000円	1.25%	22,514
800万円	軽減なし	軽減なし	599,900	634,000	34,100	5.7%	4,835,001円～ 5,715,000円	0.84%	15,224
900万円	軽減なし	軽減なし	691,800	730,400	38,600	5.6%	5,715,001円～ 6,665,000円	0.62%	11,113
1,000万円	軽減なし	軽減なし	783,600	826,600	43,000	5.5%	6,665,001円～ 7,615,000円	0.45%	8,058
1,017万円	軽減なし	軽減なし	800,000	843,400	43,400	5.4%	7,615,001円～ 7,785,000円	0.06%	1,019
1,045万円	軽減なし	軽減なし	800,000	871,000	71,000	8.9%	7,785,001円～	2.86%	51,608

※賦課限度額は医療分850,000円、子ども分21,000円

※網掛け部分は賦課限度額到達 医療分 子ども・子育て支援分

※均等割額の軽減割合が7.2割は医療分のみ(子ども・子育て支援金の軽減割合は7割)

〇 ≪保険料の増加抑制のための施策≫

≪特別対策の実施について≫

令和7年1月に取りまとめた「東京都後期高齢者医療広域連合保険料率算定・特別対策検討会議報告書」を踏まえ、62市区町村に対して実施した意向調査において、今後、特別対策を見直していく方向性は確認されたものの、令和8・9年度は、子ども・子育て支援金の導入など、保険料の増加要因が多いため、特別対策を継続することとした。投入額は「232億円」を見込んだ。

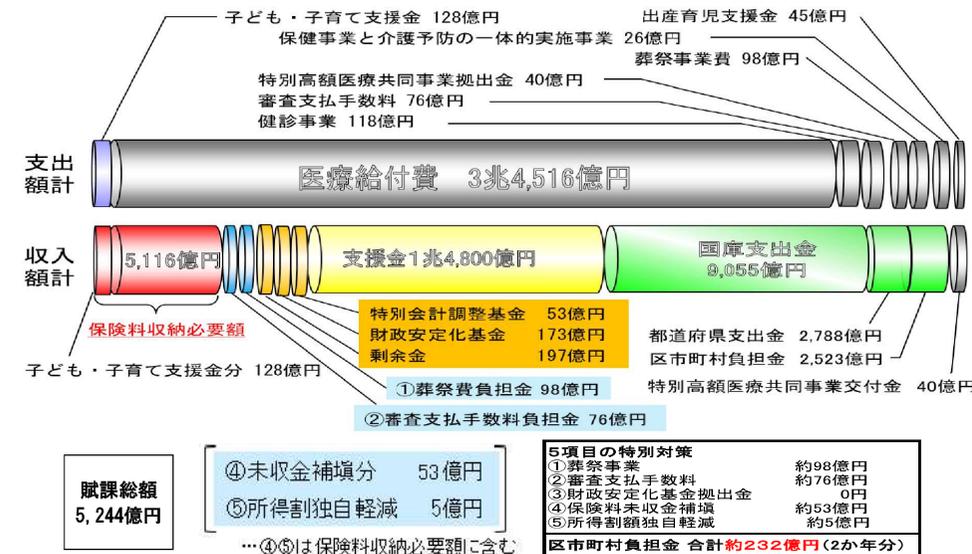
≪基金等の活用について≫

令和8・9年度は広域連合の管理する特別会計調整基金(前期からの決算剰余金を含む)、都の管理する財政安定化基金について、国の示す財政リスク(給付費増リスクと収納不足リスク)など保有しておくべき残高を確保した上で、最大限の「423億円」を活用している。

(内訳) 令和8・9年度 特別会計調整基金「53億円」、財政安定化基金「173億円」、決算剰余金「197億円」

※財政安定化基金の交付額は、東京都と広域連合の間で協議中のもの

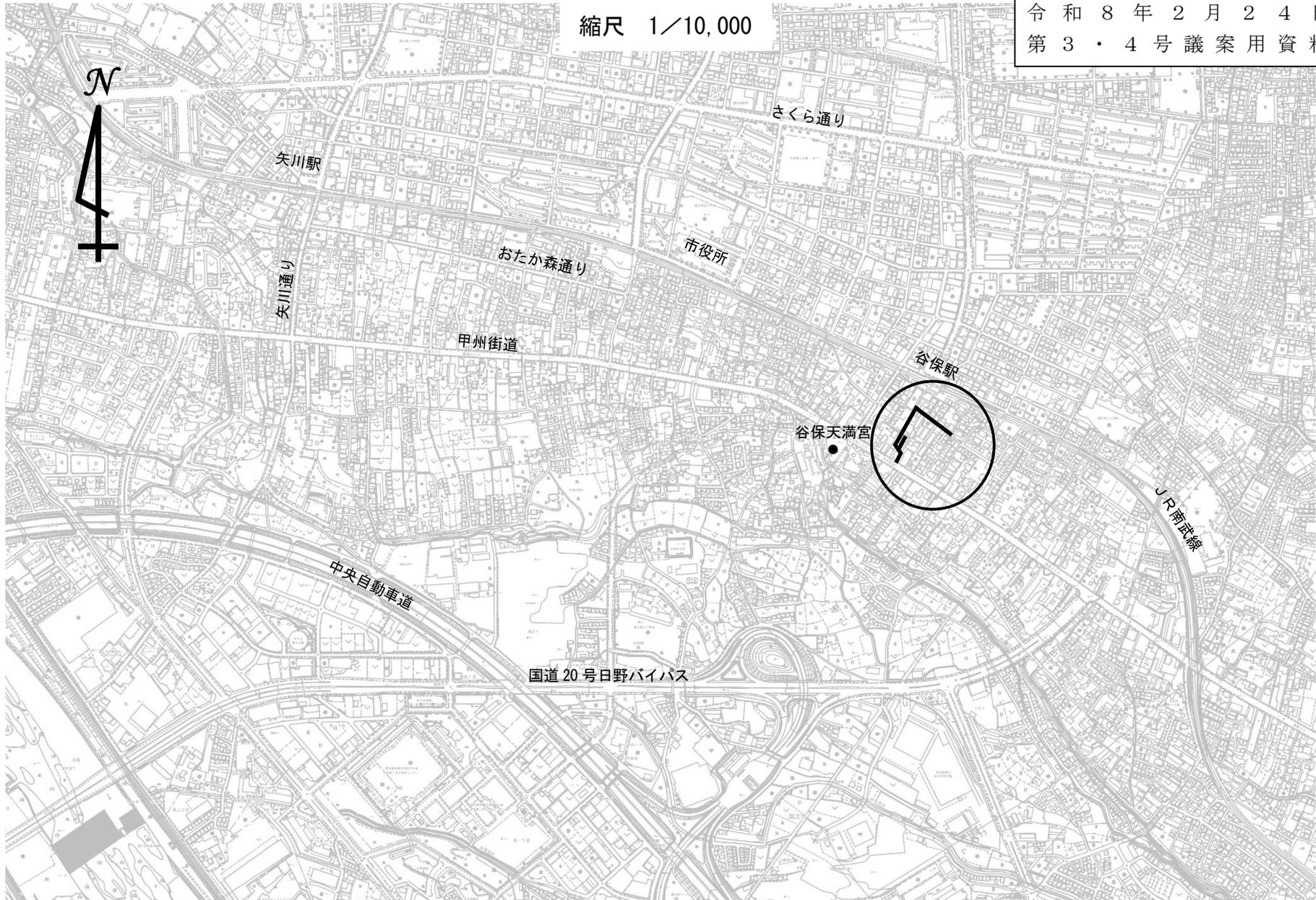
〇 収支内訳(特別対策を継続し、基金を活用した算定結果)



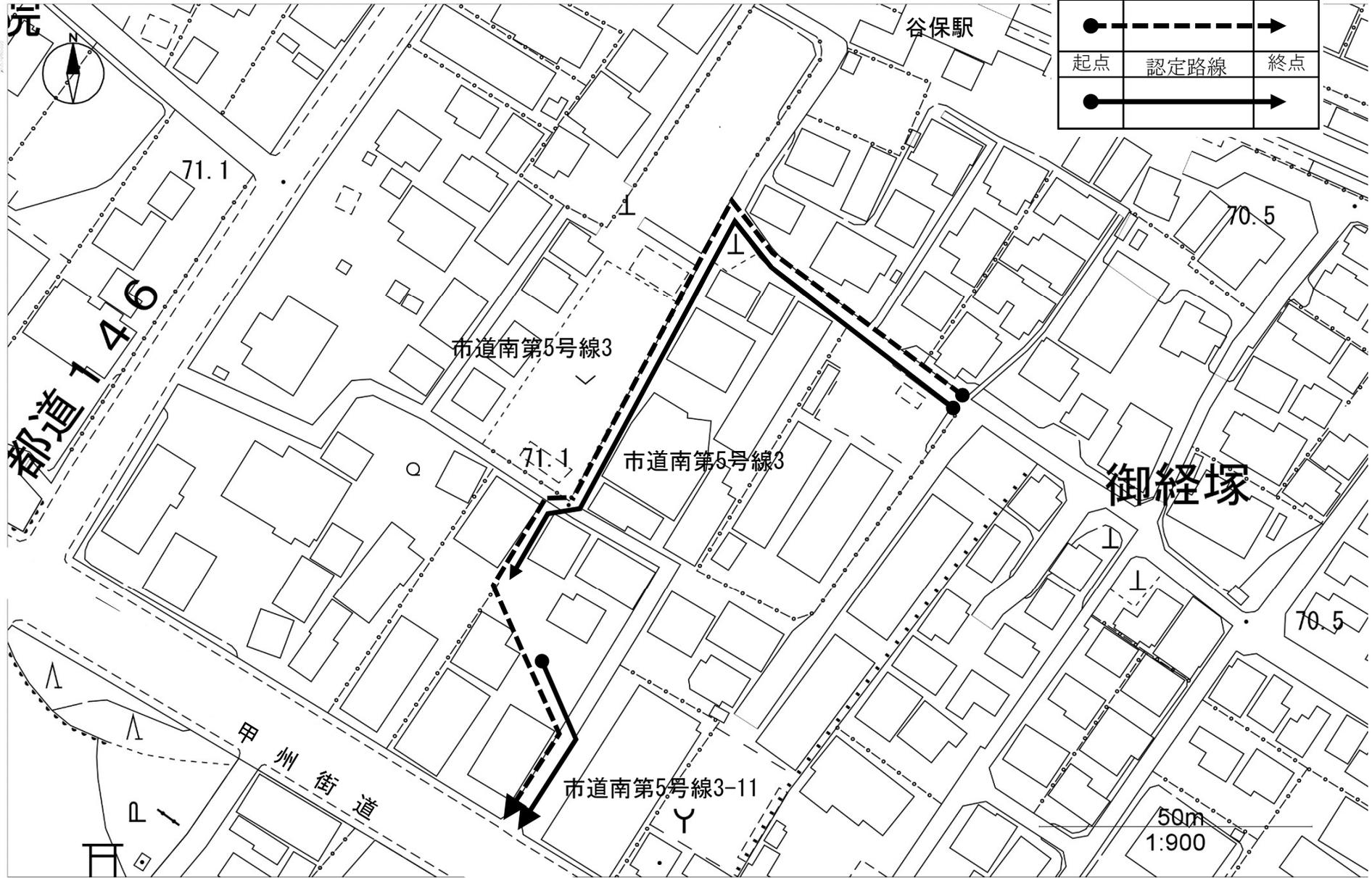
廃止・認定路線案内図

令和8年第1回定例会
本会議資料 No. 3
令和8年2月24日
第3・4号議案用資料

縮尺 1/10,000



①認定・廃止路線図



②認定・廃止路線図

